

# S N S を活用したみやざきの魅力動画発信業務委託 企画提案競技実施要領

## 1 目的

この要領は、定期的に本県の旬のトピックスを紹介する動画を制作し、S N S 等を活用して効果的に発信することで、本県に関心を持つ方はもちろん、現在本県に関心を持たない方にも宮崎の情報（ニュース、イベント、観光、物産・食、文化、移住・定住、スポーツ、就職、子育て、教育、医療 等）を知ってもらい、「選ばれる宮崎」を実現するために、企画提案を募り、企画提案競技に参加した業者から本業務を実施する候補者を選定することに関し必要な事項を定める。

## 2 委託の内容

S N S を活用したみやざきの魅力動画発信業務委託仕様書による。

## 3 契約上限額

1 2, 9 5 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 5 参加資格要件

- (1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された、営業種目が「広告・宣伝」で種目名が「広告代理」の者又はこの委託業務と同種の実績を有する者。
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

## 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| (1) 実施公告         | 令和5年3月 1日 (水)         |
| (2) 説明会参加申込期限    | 令和5年3月 3日 (金)         |
| (3) 説明会          | 令和5年3月 8日 (水) 午後3時から  |
| (4) 質問書受付期限      | 令和5年3月10日 (金) 正午まで    |
| (5) 企画提案競技参加申込期限 | 令和5年3月13日 (月) 午後5時まで  |
| (6) 企画提案書等提出期限   | 令和5年3月20日 (月) 午後5時まで  |
| (7) プレゼンテーション    | 令和5年3月23日 (木) 午前10時から |
| (8) 選定結果通知       | 令和5年3月27日 (月) までに     |

## 8 事務を担当する部局

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

宮崎県総合政策部 秘書広報課広報戦略室 メディア戦略担当

電話 0985-26-0237

E-mail kohosenryaku@pref.miyazaki.lg.jp

## 9 事前説明会

下記の日程により事前説明会を実施する。企画提案書作成にあたっての考え方などを説明するため、本企画提案競技に参加する者は、原則、事前説明会に参加すること。

- (1) 日程 令和5年3月8日 (水) 午後3時から
- (2) 場所 県庁附属棟305号室
- (3) その他
  - ・説明会への参加の有無は、企画提案競技の参加資格とは一切関係なく、審査にも影響しない。
  - ・事前説明会への参加を希望する者は3月3日 (金) までに本要領8の担当に電話連絡を行うこと。

## 10 質問及び回答

- (1) 提出方法 持参、郵便、電子メールとする。ただし、持参または書留郵便以外の場合は、電話にて県に到着の確認をすること。また、質問には様式第4号を用いること。

- (2) 提出場所 本要領8の場所
- (3) 提出期限 令和5年3月10日(金)正午まで
- (4) 回答期限 質問者に対し、質問受付日より原則3開庁日以内に回答する。審査に影響する内容については、企画提案競技参加者全員に回答する。

## 11 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」(様式第1号)を提出すること。

- (1) 提出場所 本要領8の場所
- (2) 提出期限 令和5年3月13日(月)午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても、3月13日(月)午後5時必着とする。)
- (4) 提出書類
  - ① 企画提案競技参加申込書(様式第1号)
  - ② 使用印鑑届出書(様式第2号)
  - ③ (代理人を選定した場合)委任状(様式第3号)

## 12 企画書の提出等

### (1) 提出書類

下記①から⑦を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

- ① 画提案競技申請書(様式第5号)
- ② 会社概要(様式第6号)
- ③ 企画提案書
- ④ 見積書及び見積明細書
  - ア 委託業務の積算内容が分かるように記載すること。
  - イ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。
- ⑤ 業務実績(様式第7号)
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書(様式第8号)
- ⑦ 納税証明書(県税に未納がないことの証明)

### (2) 企画書の提出方法

- ① 提出場所 本要領8の場所
- ② 提出期限 令和5年3月20日(月)午後5時まで
- ③ 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても3月20日(月)午後5時必着とする。)

### (3) 作成上の留意点

- ① 応募する企画書は1案に限る。
- ② 企画書のうち、企画提案競技申請書（様式第5号）を1部（押印すること。）、会社概要（様式第6号）、企画提案書、見積書及び見積明細書、業務実績（様式第7号）を7部提出すること。なお、散逸しないように、1部ごとにまとめて提出すること。また、パンフレット等の添付資料がある場合は、別綴りとすること。
- ③ 提出後における企画書の再提出、差替えは一切認めない。
- ④ 企画提案書は次のとおりとする。
  - ・原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。（A3判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込とする。）
  - ・両面印刷とする。（用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。）ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。
  - ・表紙・目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ下にページ番号をふること。
  - ・表紙を含め20ページ以内とすること。
  - ・提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながらわかりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。
  - ・「SNSを活用したみやざきの魅力動画発信業務企画提案審査基準書」の各項目の順番に従って作成すること。
  - ・本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等についても記載すること。
  - ・「SNSを活用したみやざきの魅力動画発信業務委託仕様書」に記載されていない追加提案は、追加提案が分かるようにするとともに、簡潔に記載すること。
- ⑤ 応募された企画提案書の著作権は、その提案者に帰属する。

なお、企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ⑥ 企画書提出前3ヶ月以内に発行された納税証明書（県税に未納がないことの証明）を1部提出すること。

## 13 審査

書類審査及びプレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画書について次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

なお、審査は、県職員で構成する審査委員会で行う。

- (1) 日程 令和5年3月23日（木）午前10時から
- (2) 場所 県庁附属棟302号室

### (3) 審査(プレゼンテーション)の方法

企画書等をもとにプレゼンテーションを実施し、最も優れた事業者を選定する。

- ① 各提案者のプレゼンテーション時間は40分程度とし、提案者の説明20分、質疑応答20分とする。
- ② プレゼンテーションの順番は企画書の受付順とする。
- ③ プレゼンテーションは企画書及び審査基準書をもとに行うこととする。
- ④ 審査会場への入場者は原則1提案者当たり3名以内とし、主たる説明者を1名、それを補佐する者を2名以内とする。
- ⑤ 県ではモニターを1台とHDMIケーブルを1本準備する。各提案者は、必要に応じてパソコン、インターネット回線等を準備すること。
- ⑥ 審査基準は「SNSを活用したみやぎの魅力動画発信業務企画提案審査基準書」による。

## 14 選定方法

複数の審査委員が、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

## 15 審査の通知

令和5年3月27日(月)までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

## 16 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者、または候補者決定までに上記5の参加資格要件を満たさなくなった者
- (2) 企画書に虚偽の記載をした者
- (3) 企画書が「SNSを活用したみやぎの魅力動画発信業務委託仕様書」に適合しない場合、及び本要領12(3)の企画書作成上の留意点に適合しない場合
- (4) 2件以上の企画提案をした者
- (5) 所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった者
- (6) 2人以上の代理人をした者
- (7) 見積書の金額、氏名、印影、重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者
- (8) その他無効とするに足る事実が明らかになった場合

## 17 契約の方法

- (1) 県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を受託候補者に行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、県は次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

## 18 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 19 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

(様式第1号)

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者

所在地

商号又は名称  
代表者職氏名

## SNSを活用したみやざきの魅力動画発信業務委託 企画提案競技参加申込書

SNSを活用したみやざきの魅力動画発信業務委託企画提案競技について、下記のとおり参加します。

なお、SNSを活用したみやざきの魅力動画発信業務委託企画提案競技実施要領5の企画提案競技参加資格を有する者であること並びに本申込書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 会社名

2 所在地

3 代表連絡先  
・電話番号

4 担当者  
・部署名  
・職・氏名  
・電話番号  
・メールアドレス

(様式第2号)

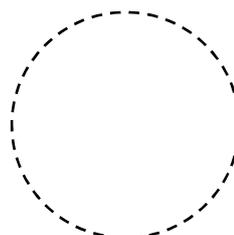
使用印鑑届出書

宮崎県知事 殿

社 印 (角印)



使 用 印 (丸印)



上記の印鑑は、SNSを活用したみやざきの魅力動画発信業務に係る次の行為に対し、使用したいので届け出ます。

- 1 企画提案競技参加申込書その他各種届出に関する事
- 2 企画提案及び見積に関する事
- 3 契約の締結に関する事
- 4 保証金の納付並びに還付請求及び領収に関する事
- 5 契約代金の請求及び受領に関する事

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称  
代表者職氏名

印

(様式第3号)

令和 年 月 日

## 委任状

宮崎県知事 殿

申請者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

私は都合により

受任者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

を代理人と定め、SNSを活用したみやざきの魅力動画発信業務に関し下記の権限を委任します。

### 記

- 1 企画提案競技参加申込書その他各種届出に関する事
- 2 企画提案及び見積に関する事
- 3 契約の締結に関する事
- 4 保証金の納付並びに還付請求及び領収に関する事
- 5 契約代金の請求及び受領に関する事
- 6 契約に関する各種証明事項に関する事

(様式第4号)

令和 年 月 日

# SNSを活用したみやぎの魅力動画発信業務委託企画提案競技

## 質 問 書

宮崎県秘書広報課長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

| NO | 記載欄           | 質問事項 | 質問内容 |
|----|---------------|------|------|
| 例  | 仕様書 3(1)<br>① |      |      |
| 1  |               |      |      |
|    |               |      |      |
|    |               |      |      |
|    |               |      |      |
|    |               |      |      |
|    |               |      |      |

※質問欄が不足する場合は、追加してください。

**質問者**

・担当者氏名： \_\_\_\_\_

・E-mail： \_\_\_\_\_

(様式第5号)

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者

所在地

商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 企画提案競技申請書

SNSを活用したみやざきの魅力動画発信業務の企画提案競技について、関係書類を添えて申請します。

(様式第6号)

## 会社概要

令和 年 月 日

|                  |   |
|------------------|---|
| 法人名等             |   |
| 形態               | 1. 株式・有限会社      2. 個人事業者      3. その他 (      )                                     |
| 設立年月日            | 年 月 日      資本金      円   |
| 役員・従業員数<br>又は会員数 | 合計      名<br>【役員      名、社員(従業員)      名、アルバイト等      名、会員      名】                   |
| 本社住所             |   |
| 本社以外の事業所         | あり (      ) カ所 (うち宮崎県内の事業所数 (      ) カ所)<br>※ ありの場合は、住所記載の事業所一覧を添付すること。<br><br>なし |
| 業種               |   |
| 事業内容             |   |
| 主な事業実績           | (本業務と同種の事業実績については必ず記入してください。)   |
| 宮崎県との主な取引実績      | (該当するものがあれば記入してください。)<br><br>(例) 平成〇〇年度    ××課「△△調査委託」                            |
| 前身の団体            | ※ 任意団体が法人化した場合、法人の形態が変わった場合 (有限会社→株式会社等) など、上記団体の前身がある場合は記載してください。                |

※企業共同体的場合、構成員ごとに提出すること。

(様式第7号)

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者

所在地

商号又は名称  
代表者職氏名

印

業 務 実 績

|       |  |    |  |
|-------|--|----|--|
| 契約相手先 |  | 期間 |  |
| 事業名   |  |    |  |
| 契約金額  |  |    |  |
| 事業概要  |  |    |  |

|       |  |    |  |
|-------|--|----|--|
| 契約相手先 |  | 期間 |  |
| 事業名   |  |    |  |
| 契約金額  |  |    |  |
| 事業概要  |  |    |  |

- ※ 令和2年度以降に実施した事業について記載すること。
- ※ 契約相手先は、民間企業・公的機関を問わない。
- ※ 総合的なプロモーション業務の場合、『事業概要』に動画制作に係る費用を算出して記載すること。
- ※ 事業が3件以上となる場合、枠を追加すること。

(様式第8号)

## 暴力団排除に関する誓約書

このたびの契約の締結に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- 2 次のいずれかに該当する者でないこと。
  - (1) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- 3 会社の役員等が前記1及び2のいずれにも該当しないこと。

令和5年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 様

住 所

氏 名